

# 実績評価書

資料3-1

(厚生労働省30(XIII-1-1))

施策目標名	国立感染症研究所など国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること(施策目標XIII-1-1) 基本目標XIII:国民生活の向上に関わる科学技術及び医薬品等の研究開発の振興並びに保健衛生分野の調査研究の充実を図ること 施策大目標1:国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること											
施策の概要	<p>本施策は、次の項目を柱に実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国立医薬品食品衛生研究所の適正かつ効果的な運営を確保すること(厚生労働省組織令第136条)</li> <li>2. 国立保健医療科学院の適正かつ効果的な運営を確保すること(厚生労働省組織令第138条)</li> <li>3. 国立社会保障・人口問題研究所の適正かつ効果的な運営を確保すること(厚生労働省組織令第139条)</li> <li>4. 国立感染症研究所の適正かつ効果的な運営を確保すること(厚生労働省組織令第140条)</li> </ol>											
施策実現のための背景・課題	<p>1 科学技術の進歩に伴い、新たな技術を用いた医薬品・食品・化学物質等が数多く生み出されているが、ヒトへの影響について、科学的に正しく評価するための試験・研究や調査を優先度を踏まえながら実施し、その成果を厚生労働行政に反映させることが必要である。</p> <p>2 国民生活の多様化、急速に進む少子高齢化等により、保健、医療、福祉等の分野で新たに生じた課題への対応が求められており、自治体職員等に対する研修や関連する調査・研究について社会や行政のニーズを踏まえながら実施することが必要である。</p> <p>3 現在、直面している深刻な少子高齢化・人口減少という状況の中、我が国が今後取り組まねばならない複雑・困難な政策課題に資するために、人口及び社会保障の分野についてエビデンスに基づいたデータを提供する必要がある。</p> <p>4 西アフリカにおけるエボラ出血熱等、近年多くの感染症が流行している状況の中、我が国と世界にとって脅威となる感染症の発生を迅速に探知・解析し、拡大を阻止するための科学的知見を提供することが必要である。</p>											
各課題に対応した達成目標	<table border="1"> <thead> <tr> <th>達成目標/課題との対応関係</th> <th>達成目標の設定理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>目標1 (課題1)</p> <p>医薬品・医療機器、食品、食品添加物及び化学物質等について、品質・安全性及び有効性を正しく評価するための試験・研究・調査を行い、研究成果を広く社会に提供し、国民の福祉の向上に寄与すること。</p> </td> <td> <p>厚生労働省組織令第136条において、 ・国家検定を要する医薬品、医療機器、再生医療等製品及び食品等の試験及び検査並びにこれに必要な研究を行うこと ・国内消費用医薬品(生物学的製剤並びに抗菌性物質及びその製剤を除く。)、医薬部外品、化粧品、医療機器、再生医療等製品及び食品等の試験及び検査(消毒剤、殺虫剤及び殺そ剤の生物学的検査を除く。)並びにこれに必要な研究を行うこと。 ・毒物及び劇物の試験及び検査並びにこれに必要な研究を行うこと。 ・医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の試験的製造を行うこと。 ・その他衛生上必要な事項の試験、調査及び研究を行うこと。 とされているため。</p> </td></tr> <tr> <td> <p>目標2 (課題2)</p> <p>国及び地方公共団体等において保健医療、生活衛生及び社会福祉等の業務に関連する人に対し、専門的な教育を行い、保健医療等の向上及び改善を図ること。これらの調査及び研究を行うこと。</p> </td> <td> <p>厚生労働省組織令第138条において、 ・保健医療事業又は生活衛生に関する職員その他これに類する者の養成及び訓練並びにこれに対する保健医療及び生活衛生に関する学理の応用の調査及び研究(疾病的診断及び治療に係るものを除く。)を行うこと。 ・社会福祉事業に関する職員その他これに類する者の養成及び訓練並びにこれに対する社会福祉に関する学理の応用の調査及び研究(保健医療及び生活衛生に関するものに限る。)を行うこと。 とされているため。</p> </td></tr> <tr> <td> <p>目標3 (課題3)</p> <p>人口研究、社会保障研究はもとより、人口・経済・社会保障の間の関連について調査研究を行い、社会保障に関連する政策の立案、評価に資するとともに、研究成果を広く社会に提供し、国民の福祉の向上に寄与すること。</p> </td> <td> <p>厚生労働省組織令第139条において、国立社会保障・人口問題研究所は、社会保障及び人口問題に関する調査及び研究を行うこととされているため。</p> </td></tr> <tr> <td> <p>目標4 (課題4)</p> <p>感染症等の病原及び病因の検索、予防治療方法の研究並びに細菌学的及び生物学的試験検査研究を行い、研究成果等を広く社会に提供し、国民の福祉の向上に寄与すること。</p> </td> <td> <p>厚生労働省組織令第140条において、 ・病原及び病因の検索並びに予防及び治療の方法の研究及び講習を行うこと。 ・予防、治療及び診断に関する生物学的製剤、抗菌性物質及びその製剤、消毒剤、殺虫剤並びに殺そ剤の生物学的検査、検定及び試験的製造並びにこれらの医薬品及び医薬部外品の生物学的検査及び検定に必要な標準品の製造を行うこと。 ・ペストワクチンその他使用されることがまれである生物学的製剤又はその製造が技術上困難な生物学的製剤の製造を行うこと。 ・食品衛生に関し、細菌学的及び生物学的試験及び検査を行うこと。 ・その他予防衛生に関し、科学的調査及び研究を行うこと。 ・予防衛生に関する試験及び研究の調整を行うこと とされているため。</p> </td></tr> </tbody> </table>	達成目標/課題との対応関係	達成目標の設定理由	<p>目標1 (課題1)</p> <p>医薬品・医療機器、食品、食品添加物及び化学物質等について、品質・安全性及び有効性を正しく評価するための試験・研究・調査を行い、研究成果を広く社会に提供し、国民の福祉の向上に寄与すること。</p>	<p>厚生労働省組織令第136条において、 ・国家検定を要する医薬品、医療機器、再生医療等製品及び食品等の試験及び検査並びにこれに必要な研究を行うこと ・国内消費用医薬品(生物学的製剤並びに抗菌性物質及びその製剤を除く。)、医薬部外品、化粧品、医療機器、再生医療等製品及び食品等の試験及び検査(消毒剤、殺虫剤及び殺そ剤の生物学的検査を除く。)並びにこれに必要な研究を行うこと。 ・毒物及び劇物の試験及び検査並びにこれに必要な研究を行うこと。 ・医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の試験的製造を行うこと。 ・その他衛生上必要な事項の試験、調査及び研究を行うこと。 とされているため。</p>	<p>目標2 (課題2)</p> <p>国及び地方公共団体等において保健医療、生活衛生及び社会福祉等の業務に関連する人に対し、専門的な教育を行い、保健医療等の向上及び改善を図ること。これらの調査及び研究を行うこと。</p>	<p>厚生労働省組織令第138条において、 ・保健医療事業又は生活衛生に関する職員その他これに類する者の養成及び訓練並びにこれに対する保健医療及び生活衛生に関する学理の応用の調査及び研究(疾病的診断及び治療に係るものを除く。)を行うこと。 ・社会福祉事業に関する職員その他これに類する者の養成及び訓練並びにこれに対する社会福祉に関する学理の応用の調査及び研究(保健医療及び生活衛生に関するものに限る。)を行うこと。 とされているため。</p>	<p>目標3 (課題3)</p> <p>人口研究、社会保障研究はもとより、人口・経済・社会保障の間の関連について調査研究を行い、社会保障に関連する政策の立案、評価に資するとともに、研究成果を広く社会に提供し、国民の福祉の向上に寄与すること。</p>	<p>厚生労働省組織令第139条において、国立社会保障・人口問題研究所は、社会保障及び人口問題に関する調査及び研究を行うこととされているため。</p>	<p>目標4 (課題4)</p> <p>感染症等の病原及び病因の検索、予防治療方法の研究並びに細菌学的及び生物学的試験検査研究を行い、研究成果等を広く社会に提供し、国民の福祉の向上に寄与すること。</p>	<p>厚生労働省組織令第140条において、 ・病原及び病因の検索並びに予防及び治療の方法の研究及び講習を行うこと。 ・予防、治療及び診断に関する生物学的製剤、抗菌性物質及びその製剤、消毒剤、殺虫剤並びに殺そ剤の生物学的検査、検定及び試験的製造並びにこれらの医薬品及び医薬部外品の生物学的検査及び検定に必要な標準品の製造を行うこと。 ・ペストワクチンその他使用されることがまれである生物学的製剤又はその製造が技術上困難な生物学的製剤の製造を行うこと。 ・食品衛生に関し、細菌学的及び生物学的試験及び検査を行うこと。 ・その他予防衛生に関し、科学的調査及び研究を行うこと。 ・予防衛生に関する試験及び研究の調整を行うこと とされているため。</p>	
達成目標/課題との対応関係	達成目標の設定理由											
<p>目標1 (課題1)</p> <p>医薬品・医療機器、食品、食品添加物及び化学物質等について、品質・安全性及び有効性を正しく評価するための試験・研究・調査を行い、研究成果を広く社会に提供し、国民の福祉の向上に寄与すること。</p>	<p>厚生労働省組織令第136条において、 ・国家検定を要する医薬品、医療機器、再生医療等製品及び食品等の試験及び検査並びにこれに必要な研究を行うこと ・国内消費用医薬品(生物学的製剤並びに抗菌性物質及びその製剤を除く。)、医薬部外品、化粧品、医療機器、再生医療等製品及び食品等の試験及び検査(消毒剤、殺虫剤及び殺そ剤の生物学的検査を除く。)並びにこれに必要な研究を行うこと。 ・毒物及び劇物の試験及び検査並びにこれに必要な研究を行うこと。 ・医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の試験的製造を行うこと。 ・その他衛生上必要な事項の試験、調査及び研究を行うこと。 とされているため。</p>											
<p>目標2 (課題2)</p> <p>国及び地方公共団体等において保健医療、生活衛生及び社会福祉等の業務に関連する人に対し、専門的な教育を行い、保健医療等の向上及び改善を図ること。これらの調査及び研究を行うこと。</p>	<p>厚生労働省組織令第138条において、 ・保健医療事業又は生活衛生に関する職員その他これに類する者の養成及び訓練並びにこれに対する保健医療及び生活衛生に関する学理の応用の調査及び研究(疾病的診断及び治療に係るものを除く。)を行うこと。 ・社会福祉事業に関する職員その他これに類する者の養成及び訓練並びにこれに対する社会福祉に関する学理の応用の調査及び研究(保健医療及び生活衛生に関するものに限る。)を行うこと。 とされているため。</p>											
<p>目標3 (課題3)</p> <p>人口研究、社会保障研究はもとより、人口・経済・社会保障の間の関連について調査研究を行い、社会保障に関連する政策の立案、評価に資するとともに、研究成果を広く社会に提供し、国民の福祉の向上に寄与すること。</p>	<p>厚生労働省組織令第139条において、国立社会保障・人口問題研究所は、社会保障及び人口問題に関する調査及び研究を行うこととされているため。</p>											
<p>目標4 (課題4)</p> <p>感染症等の病原及び病因の検索、予防治療方法の研究並びに細菌学的及び生物学的試験検査研究を行い、研究成果等を広く社会に提供し、国民の福祉の向上に寄与すること。</p>	<p>厚生労働省組織令第140条において、 ・病原及び病因の検索並びに予防及び治療の方法の研究及び講習を行うこと。 ・予防、治療及び診断に関する生物学的製剤、抗菌性物質及びその製剤、消毒剤、殺虫剤並びに殺そ剤の生物学的検査、検定及び試験的製造並びにこれらの医薬品及び医薬部外品の生物学的検査及び検定に必要な標準品の製造を行うこと。 ・ペストワクチンその他使用されることがまれである生物学的製剤又はその製造が技術上困難な生物学的製剤の製造を行うこと。 ・食品衛生に関し、細菌学的及び生物学的試験及び検査を行うこと。 ・その他予防衛生に関し、科学的調査及び研究を行うこと。 ・予防衛生に関する試験及び研究の調整を行うこと とされているため。</p>											

施策の予算額・執行額等	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度要求額	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	2,972,615	2,871,533	3,255,230	3,408,544	3,461,469	
		補正予算(b)	0	0	0	0	0	
		繰越し等(c)	66,167	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	3,038,782	2,871,533	3,255,230	3,408,544	3,461,469	
	執行額(千円、d)	2,956,935	2,842,547	3,213,806	3,391,369			
	執行率(%、d/(a+b+c))	97.3%	99.0%	98.7%	99.5%			
関連税制	—							

達成目標1について	医薬品・医療機器、食品、食品添加物及び化学物質等について、品質・安全性及び・有効性を正しく評価するための試験・研究・調査を行い、研究成果を広く社会に提供し、国民の福祉の向上に寄与すること。							
測定指標	指標1 国立医薬品食品衛生研究所における研究課題評価(毎年度実施) ※総合評点は5点満点で、3点で「良好」の評価 (アウトカム)	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 外部の専門家による評価については、あらかじめ定められたルールの下で、評価委員会を組織して行っていることから、客観的な評価を集中的かつ効率的に実施することができる。なお、評価結果の公表は各機関におけるホームページ等において行っているところである。						
		基準値	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	毎年度
		—	3.8点	4.4点	4.3点	4.5点	—	平均3.5点以上
		年度ごとの目標値	平均3.5点以上	平均3.5点以上	平均3.5点以上	平均3.5点以上	平均3.5点以上	○
達成目標2について	国及び地方公共団体等において保健医療、生活衛生及び社会福祉等の業務に関連する人に対し、専門的な教育を行い、保健医療等の向上及び改善を図ること。これらの調査及び研究を行うこと。							
測定指標	指標2 国立保健医療科学院における研究課題評価(毎年度実施) ※総合評点は5点満点で、3点で「良好」の評価 (アウトカム)	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 外部の専門家による評価については、あらかじめ定められたルールの下で、評価委員会を組織して行っていることから、客観的な評価を集中的かつ効率的に実施することができる。なお、評価結果の公表は各機関におけるホームページ等において行っているところである。						
		基準値	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	毎年度
		—	4点	4.2点	4点	4.3点	4.2点	平均3.5点以上
		年度ごとの目標値	平均3.5点以上	平均3.5点以上	平均3.5点以上	平均3.5点以上	平均3.5点以上	○ ○
達成目標3について	人口研究、社会保障研究はもとより、人口・経済・社会保障の間の関連について調査研究を行い、社会保障に関する政策の立案、評価に資するとともに、研究成果を広く社会に提供し、国民の福祉の向上に寄与すること。							
測定指標	指標3 国立社会保障・人口問題研究所における研究課題評価(毎年度実施) ※総合評点は5点満点で、3点で「良好」の評価 (アウトカム)	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 外部の専門家による評価については、あらかじめ定められたルールの下で、評価委員会を組織して行っていることから、客観的な評価を集中的かつ効率的に実施することができる。なお、評価結果の公表は各機関におけるホームページ等において行っているところである。						
		基準値	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	毎年度
		—	4.2点	4.2点	4.3点	4.4点	4.3点	平均3.5点以上
		年度ごとの目標値	平均3.5点以上	平均3.5点以上	平均3.5点以上	平均3.5点以上	平均3.5点以上	○ ○
達成目標4について	感染症等の病原及び病因の検索、予防治療方法の研究並びに細菌学的及び生物学的試験検査研究を行い、研究成果等を広く社会に提供し、国民の福祉の向上に寄与すること。							
測定指標	指標4 国立感染症研究所における研究課題評価(毎年度実施) ※総合評点は5点満点で、3点で「良好」の評価 (アウトカム)	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 外部の専門家による評価については、あらかじめ定められたルールの下で、評価委員会を組織して行っていることから、客観的な評価を集中的かつ効率的に実施することができる。なお、評価結果の公表は各機関におけるホームページ等において行っているところである。						
		基準値	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	毎年度
		—	4.0点	4.4点	4.3点	4.4点	4.5点	平均3.5点以上
		年度ごとの目標値	平均3.5点以上	平均3.5点以上	平均3.5点以上	平均3.5点以上	平均3.5点以上	○ ○

※ 平成24年度から平成28年度は第3期基本計画期間である。

	目標達成度合いの測定結果 (各行政機関共通区分)①【目標超過達成】								
総合判定	<p>(判定結果) A【目標達成】</p> <p>(判定理由) 測定指標2～4において、目標値である3.5点を上回っており、また、測定指標1においては平成30年度の実績値はないものの、これまでの実績値が目標値を上回っており、各試験研究機関での試験研究が有効かつ適切に実施されていることから目標を達成していると判定した。</p> <p>(補足)測定指標1について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各試験研究機関では、研究課題評価(事前・中間・事後)のほか、定期的に機関活動全般を評価する機関評価を実施。※1 3年に1回を目安</li> <li>国立医薬品食品衛生研究所(以下「国衛研」という。)では、平成30年度に機関評価を実施。なお、当該研究所では、機関評価※2実施年以外の年度においては、研究開発の実施・推進について評価を行う研究部評価を実施。</li> </ul> <p>※2 機関評価は、研究部評価に加えて、機関運営に関する観点も加えた機関活動全般を評価するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>なお、国衛研の研究評価マニュアルでは、評価業務の重複の回避・効率的・効果的な評価の実施の観点から、機関評価又は研究部評価において、すべての研究部等の活動状況が毎年度評価される場合には、研究課題評価(中間評価)の代替となる旨が規定されている。そのため、現在の機関評価及び研究部評価のサイクルが変化しない限り、これらの評価が研究課題評価(中間評価)の代替となる。</li> <li>平成30年度機関評価においては、「各研究部において、研究分野と課題の選定は網羅的であり所掌業務に密接に関連して正確かつ深い現状把握の上で近い未来を見据えたテーマ設定を概ね適切に行っており、厚労省の施策又は事業と直結していると判断される。また、厚労省等の国の施策に応える研究プロジェクトを推進するという役割を果たしつつ、各分野における最新の研究テーマを設定している」との評価を受けている。</li> <li>以上に加え、平成30年度においては、事前評価及び事後評価の対象課題がなかったため、実績値が「-」となっているもの。</li> </ul>								
評価結果と今後の方向性	<p>(有効性の評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各試験研究機関においては、「厚生労働省の科学的研究開発評価に関する指針」を踏まえ、それぞれの研究が適切かつ効果的に行われるよう、外部有識者による評価委員会を設置し、研究課題評価(新規研究課題の採択の可否等についての事前評価、研究継続の可否等についての中間評価、研究終了後の研究成果についての事後評価の3段階での評価)を行っている。</li> <li>研究課題評価においては、行政施策との適合性等の観点から各研究の有効性も含めて評価を行っているが、その結果については、指標1～指標4のとおり、各試験研究機関において毎年度目標値(3.5点以上)を達成している。</li> <li>また、研究成果※3についても、各試験研究機関のホームページへの掲載や誌上、学会等における研究発表、研修の実施といった手段を通じて、広く社会に提供し、国民の福祉、保健医療等の向上に寄与しており、有効に研究が実施されていると評価できる。</li> </ul> <p>※3 各試験研究機関は、それぞれの所掌分野での試験研究を実施しているが、その具体例は以下のとおり。</p> <table> <tbody> <tr> <td>国立医薬品食品衛生研究所</td> <td>: 医薬品等の品質・有効性・安全性確保に関する基盤研究</td> </tr> <tr> <td>国立保健医療科学院</td> <td>: 健康確保に向けた地域医療情報基盤の構築に関する研究</td> </tr> <tr> <td>国立社会保障・人口問題研究所</td> <td>: 人口・世帯の将来推計等に関する研究</td> </tr> <tr> <td>国立感染症研究所</td> <td>: 薬剤耐性菌感染症制御研究事業</td> </tr> </tbody> </table>	国立医薬品食品衛生研究所	: 医薬品等の品質・有効性・安全性確保に関する基盤研究	国立保健医療科学院	: 健康確保に向けた地域医療情報基盤の構築に関する研究	国立社会保障・人口問題研究所	: 人口・世帯の将来推計等に関する研究	国立感染症研究所	: 薬剤耐性菌感染症制御研究事業
国立医薬品食品衛生研究所	: 医薬品等の品質・有効性・安全性確保に関する基盤研究								
国立保健医療科学院	: 健康確保に向けた地域医療情報基盤の構築に関する研究								
国立社会保障・人口問題研究所	: 人口・世帯の将来推計等に関する研究								
国立感染症研究所	: 薬剤耐性菌感染症制御研究事業								
施策の分析	<p>(効率性の評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国の厳しい予算状況等を踏まえ、限られた予算及び人員の範囲内でより効果的・効率的な研究が行えるよう、外部評価を実施し、評価結果を適切に、研究費等の研究開発資源の配分に反映している。</li> <li>また、研究課題評価においては、各研究の効率性も含めて評価を行っているが、その結果、それぞれの測定指標に記載したとおり、毎年度3.5点以上の点数を取得しており、研究が効率的に進められていると評価できる。</li> </ul> <p>(現状分析)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記のとおり、外部有識者による評価においても、今回の評価期間の5年間を通して、目標値以上の評価を得られており、施策の有効性や効率性が認められるところ。</li> <li>また、各研究機関の業務である医薬品等の品質等に関する研究、社会保障・人口問題に関する研究、感染症の発生機序の解明と予防等に関する研究等については、国としても引き続き着実に実施していくことが求められているものである。</li> <li>今後とも外部評価を積極的に活用し、機関運営と研究実施・推進の両面から、定期的な評価を進めていくとともに、評価結果に基づく事業の見直しや予算・定員要求への反映等を行いながら、施策を実施していくことが必要である。</li> </ul>								
	(施策及び測定指標の見直しについて)  今後も外部評価を積極的に活用し、機関運営と研究実施・推進の両面から、定期的な評価を進めていくとともに、評価結果に基づく事業の見直しや予算・定員要求への反映等を行っていく。								

		(予算要求について)
		(税制改正要望について)
		(機構・定員について)

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

参考・関連資料等	国立医薬品食品衛生研究所における評価結果※ URL: <a href="http://www.nihs.go.jp/oshirasejoho/kokai.html">http://www.nihs.go.jp/oshirasejoho/kokai.html</a> 国立保健医療科学院における評価結果※ URL: <a href="https://www.niph.go.jp/entrance-index1/">https://www.niph.go.jp/entrance-index1/</a> 国立社会保障・人口問題研究所における評価結果 URL: <a href="http://www.ipss.go.jp/pr-ad/j/hyouka/kekka2.html">http://www.ipss.go.jp/pr-ad/j/hyouka/kekka2.html</a> 国立感染症研究所における評価結果※ URL: <a href="https://www.niid.go.jp/niid/ja/disclosure/149-research-assessment.html">https://www.niid.go.jp/niid/ja/disclosure/149-research-assessment.html</a> ※平成30年度分については現時点で未掲載
----------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

担当部局名	大臣官房厚生科学課	作成責任者名	厚生科学課長 佐々木 昌弘	政策評価実施時期	令和元年7月
-------	-----------	--------	------------------	----------	--------